平成２９年（フ）第８２７号
京都市伏見区革屋町764番地３　アドレッセンス西浜201号
債務者　遠山　朋子（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６３号
京都市西京区嵐山東海道町36番地13
債務者　川口　修英
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７８号
京都市南区吉祥院中河原里西町35番地　高匠ビル　504
債務者　庄司　芳美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０９号
京都市右京区西院北矢掛町41番地２　ルミネスプラザ212号室
債務者　丸岡　昭次
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
香川県高松市扇町２丁目３番28号　ルミナス扇町203
債務者　橋倉　　功
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９１号
香川県高松市扇町１丁目14番１号
債務者　志摩　忠清
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９２号
香川県高松市扇町１丁目14番１号
債務者　志摩美知子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５号
福岡県みやま市高田町岩津820番地９　みやま市営住宅岩津団地第４棟423号
債務者　砂坂　幸成
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第５６号
福岡県みやま市高田町岩津820番地９　みやま市営住宅岩津団地第４棟423号
債務者　砂坂　　涼
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２６７５号
大阪市旭区高殿２丁目１番17号　クリエオーレ高殿　202
債務者　平塚　賢治
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８１号
大阪府大東市深野５丁目１番31号
債務者　大道　修司
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８２号
大阪市北区本庄東１丁目13番７―603号
債務者　福田　美香
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８３号
大阪市平野区西脇３丁目１番１―504号
債務者　高森　省造
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０２号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目７番18号
債務者　竹前真樹子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０３号
大阪市東淀川区大桐５丁目19番44号　サニーテラス　101号
債務者　中田組こと　中田　政美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５８号
大阪府守口市大久保町５丁目58番18―301号
債務者　井上こと　田畑きよ子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８２号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目４番地の12
債務者　吉川　知志
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部